



## 太田武男先生のこと

——授業の終わりに

窪 田 充 見

### 一 少々長い前置き

二〇〇八年四月号から二〇一〇年三月号までの二年間にわたり、法学教室で「家族法——民法を学ぶ」の連載をする機会を頂戴し、さらに、二〇一〇年六月号と七月号には、当時、神戸大学での同僚だった佐藤英明先生（現慶應義塾大学教授）との家族法と租税法についての「補講」も載せて頂いた。

四苦八苦、七転八倒、千難万苦と、苦渋の四文字熟語で構成される連載だったが、その連載をベースにしつつ、

『家族法——民法を学ぶ』を、今年の五月末に刊行することができた。連載があるのだから、以前に刊行した『不法行為法——民法を学ぶ』よりは楽な業はずだと考えていたが、浅はかだったようで、一冊の本にまとめるという作業がこんなに大変だとは思わなかつた……と、そんなことを書いてもしかたがない。

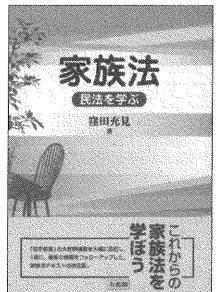
ところで、この「書齋の窓」、当初は、書くことがないとお断りしていたのだが、その中、はたと気がついた。まだ、書いていなかったことがある、と。

実は、法学教室に連載していたときには、毎回、その最後に、「授業の終わりに」を書いていた。肝心の内容に関係がないことも多く、「不要だ！」という声もあつたに違いない。もっとも、そういう声なき声を意識して短く削ると、「最近、読むところがない！」という友人（連載の中では、下鴨の陰陽師として登場する京都大学の山本敬三君である）の声もあり（当然だが、

「お前は、本文は読まんのか！」と心の中で叫んだ）、最終回まで、書いてしまった。まあ、普段の授業でも脱線することが多い私にしてみれば、いつ

もありだつたわけである。

さて、その各回の「授業の終わりに」であるが、連載と違つて、一冊にまとまつた『家族法』では、全部削除している。惜しんでくれる声もあったが、毎回（毎月）、授業をやるという形式とは違うし、そもそも、単純に連載をまとめるだけでも、とんでもない分量になつてしまふ状況ではしかたがなかつた。



著者  
『家族法——民法を学ぶ』  
A5判、604頁  
4200円（税込）

その『家族法』には、「はしがき」はあるが、全体についての「授業の終わりに」に相当する「あとがき」はない。教科書に「あとがき」がある方が非常識だというのは、その通りであ

る。しかし、『不法行為法』には、その非常識な「あとがき」があつた。実は、当初は、『家族法』でも、「あとがき」を置いて、太田武男先生のことを書こうと思っていた。しかし、佐藤さんと一緒にやつた「補講」（『家族法』では「特別講義」）の終わりの雰囲気を大切にしたかたし、それに、佐藤君相手に、飲みつぶれた後で、太田先生のことを書くのは、あんまりだ！、

という氣もした。

……というわけで、誌面の私物化だとか叱りを受けそうだが（それ以外の何ものでもない）「あとがき（授業の終わりに）」の最終版をここでやつてしまおうというのが、「書斎の窓」をお受けした理由である。

学部時代には接する機会のなかつた太田先生にはじめてお目にかかつたのは、大学院に進んで出席した京都大学民法判例研究会であった。それからしばらくして、大学院の一年目の夏休み前だったと思うが、指導教授の前田達明先生から、「太田先生が君に仕事を手伝つてもらいたいということですから、明日、図書館に行ってあげてください」といった趣旨のお電話を頂戴した。

このときは、よくわからないまま、法学部の図書館で、文献のチェック等のお手伝いをしたのではないかと思うが、この日以来、太田先生と親しく接し、お仕事の手伝いをする日々が続く

## 二 太田武男先生と私にとっての 家族法

太田先生は、一九一七年に生まれ、京都大学人文科学研究所の教授をつと



太田武男先生

(2009年7月「太田先生を囲む会」)

伝いしていたのであるが、この時期、翌年の節分の頃には提出しなくてはならない自分自身の修士論文のことが気になっていた。この日も、修士論文を気にしながら、北白川小倉町のお宅で先生の仕事をお手伝いしていたのであるが、意を決して、「実は、先生、ちょうど修士論文をまとめておりまして……」と、言いにくそうに切り出した。それに対しても、お優しい太田先生。最後まで言わせず、「そりや、すまんこっちゃ。あんた、何と言つても、修士論文でいいものを出すんは、一番大事や。こっちの手伝いなんかないが、ここでは、『家族法』に関係がないのと、あるのと、二つのエピソードを書いておきたい。

### 1 修士論文とお年玉

修士論文を書いていた大学院二年目、一九八四年のクリスマス・イブのことである。それでも、太田先生のいくつかの論文集をまとめのをお手

に専念できると、安心して、その日、帰ったことを覚えている。

さて、年が明けて、たしか正月の四日だったと思う。その太田先生からお電話があって、「どや、終わったか

伝いしていたのであるが、この時期、翌年の節分の頃には提出しなくてはならない自分自身の修士論文のことが気になっていた。この日も、修士論文を気にしながら、北白川小倉町のお宅で先生の仕事をお手伝いしていたのであるが、意を決して、「実は、先生、ちよだ修論文をまとめておりまして……」と、言いにくそうに切り出した。それに対しても、お優しい太田先生。最後まで言わせず、「そりや、すまんこっちゃ。あんた、何と言つても、修士論文でいいものを出すんは、一番大事や。こっちの手伝いなんかないが、ここでは、『家族法』に関係がないのと、あるのと、二つのエピソードを書いておきたい。

も、修士論文でいいものを出すんは、一番大事や。こっちの手伝いなんかないが、ここでは、『家族法』に関係がないのと、あるのと、二つのエピソードを書いておきたい。

1 修士論文とお年玉

修士論文を書いていた大学院二年目、一九八四年のクリスマス・イブのことである。それでも、太田先生のいくつかの論文集をまとめのをお手

あ？」。この状況での対応はさまざま考えられそうである。腹を立てる方といいうのも、ありそうではある。しかし、である。私の場合には、思わず、本当に笑ってしまったのである。で、つられるままに、「はーい、終わりました」と返事をしてしまったのである。もちろん、肝心の修士論文は完成していかつたが、何とも、子供のように太田先生の問い合わせに、素直に笑ってしまった、結局、その日だったか、翌日だったかに、お手伝いに行つたはずである。このときだったのではないかと思う、太田先生に、「お年玉」を頂戴したのは。たぶん、私が最後にもらつたお年玉は、このときの太田先生のお年玉だったのではないだろうか（ちなみに、これからでも、お年玉をくれる方がいれば、ありがたく頂戴します）。

たぶん、現在ではちょっと考えにくうことだろうし、よしあしを議論すれ

ば、いくらでもできるのだろう。でも、こうやって一冊の本ができるがつていく現場を身近に見たことは自分にとって得るもののが多かったし、何より、個人的には一番懐かしい太田先生の思い出なのである。

## 2 加藤一郎先生とのはじめての出会い

さて、太田先生のことを書くと言ひながら、この小見出しは奇妙だろうが、私と『家族法』との関係では一番大切なエピソードである。

家族法学会（日本家族「社会と法」学会）の第一回の大会・シンポジウムは、一九八四年一月に、京都大学の楽友会館で開催されている（いまこれを書いていて気がついたのだが、これも、修士論文を書いている時期だったんだ……）。

さて、この家族法学会の最初の大会は、太田先生や、当時、同志社大学におられた佐藤義彦先生が中心になっ

て、準備をされていた。私も、末端の末端で、事務的な作業や写真撮影といったお手伝いをさせて頂いた。その大会開催日の朝、「あっ、加藤先生が来られた。あんた、紹介しどこ」と太田先生に引っ張られて、加藤一郎先生のところに連れて行かれた。もちろん、加藤先生といえば、不法行為法の大家である。私も、当時、不法行為法を勉強していたので（ちなみに、修士論文のタイトルは、「被害者の素因と寄与度概念の検討」）で、後に、判例タイムズに載せて頂いた。これがきっかけで、家族法についての最初の仕事、「寄与分」についての判例評釈が回ってきたのではないかと推測している。もちろん、損害賠償法における寄与度と相続法における寄与分が、漢字二文字以外の共通性がないことは言うまでもない）、「おお、あれが加藤先生かあ！」と思いつながら、少々ドキドキしながら、「京都大学の大学院で勉強を

しております澤田です」と、ご挨拶したのを覚えている。

それに対しても、加藤先生が、「君、専門は？」と尋ねてくださったので、「はい、ふ（法行為法）」と言いかけたところで、太田先生が、「うん、その中、家族法をやってもらおうと思うとんねん」と一言。加藤先生は、「あ、そうですか」とおっしゃって、大きな背中を見せて、悠然と立ち去つて行った。

このときに、「不法行為法を勉強している」と加藤先生に申し上げていよいよがいいが、世の中に何の違いももたらさなかつたことは明らかである。ただ、このときの太田先生の一言は、私の心の奥底に、望むと望まざるとに関わらず、刻み込まれてしまつたのである。鳥の雛が卵から孵るときに最初に見たのを親だと思つてしまつとか、あるいは、京極夏彦風に言うところの「呪」が、それに近いのではないかと

思う。何というか、家族法について、いつか（「その中」）書かざるを得なくなってしまったのである。

家族法の連載にしても、教科書にしても、良心的な研究をなさつておられる方ほど、「基礎的な勉強もできていないのに、クボタ君、一〇〇年早いぞ！」という気持ちで見ておられたと思う。しかし、そういう次第なのであります。何とか、太田先生に家族法の仕事をお見せして、約束を果たしたかった……と。

### 三 太田先生をお見送りして

その太田先生を、昨年の五月七日、お見送りすることになってしまった。出張のために東京に行き、ホテルにチケットインした直後に、意外な訃報に接し、すぐに関西に戻り、大学院時代に何度も足を運んだ北白川のお宅にうかがい、お優しい表情で眠つておられる太田先生の枕元で何時間かを過ごし

た。

一冊にまとめた『家族法』を太田先生にお見せすることができなかつたことは心残りでもある。しかし、太田先生の一連の真摯な著作を思えば、お見せしなかつた方がよかつたのかもしれません。ただ、連載の製本という中途半端な形式のものではあつたが、何はともあれ、「家族法」という表題がついたものを、亡くなる一月ほど前に、太田先生にお届けすることができたことで、ほんの少しだけ肩の荷を下ろした

ような気がしている。

（くぼた・あつみ）  
神戸大学大学院法学研究科教授

さて、太田先生にお目にかかつた頃は紅顔の好青年だった私（主観的認識）も、その頃の太田先生の年齢には達していないものの、すでに五一歳である。織田信長流にいえば、敦盛の「人生五〇年」を超えてしまつたわけでも、もう人生が終わつた後である。あとは余生として……というほどに枯れてしまいが、しかし、あとどれだけの仕事ができるのか、何ができるのかということは、少々まじめに考えざるを得ない問題のようである。

ここで触れた加藤一郎先生も、すでに、二〇〇八年の晚秋に鬼籍に入られている。寂しい思いに駆られる気もするが、その加藤先生のお弟子さんである東北大学の水野紀子先生と、家族法の世界で、親しくご一緒に仕事をさせて頂く機会に恵まれたのも、きっと、両先生にまつわる何かのご縁なのだろうと思う。